新潟市報道資料 令和6年2月9日

報道各位

新潟市住環境政策課

賃貸型応急住宅の入居期間が一部変更になりました。

災害救助法に基づき被災者に入居いただく賃貸型応急住宅の入居期間が一部変更になりました。

○賃貸型応急住宅の入居期間

○対象者

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者(半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。)

〇変更点(入居期間)

変更前	変更後
発災日から6か月以内	原則として応急修理の受付から6か月以内

※ このほかの変更点はありません。

○施行日

令和6年2月9日から

※施行日以前に賃貸型応急住宅に申込みをされた方は、従前のままとなります。

問い合わせ先(報道関係)

新潟市建築部住環境政策課

担当:渡辺

電話:025-226-2806